

知的財産推進計画2004の見直しに関する意見

社団法人 日本書籍出版協会
社団法人 日本雑誌協会

1. 知的財産推進計画2004では、知的財産の創造、保護、活用という各局面におけるわが国としての施策についての実行計画がきめ細かく策定されております。書籍・雑誌等の出版ビジネスにおいても、出版社は著作権者と密接に連携をとりつつ、出版物に掲載する著作物の創造、保護、活用という知的創造サイクルを維持・発展させていくために努力を続けております。

本計画でも「第4章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大」で、コンテンツの制作・投資等を促進するためのインセンティブを付与することについて、および人材の育成強化について言及されておりますが、第1章の特許関連の創造分野についての詳細な記述に比して、著作物の創造基盤整備に関する施策についての記述が少ないように見受けられます。

著作物の創造は創作者個人の能力に負う部分が大きく、特許のように組織的な基盤整備になじみにくい部分があることは存じますが、コンテンツビジネスの中で著作物が最大限に活用されるためには、単に二次利用、三次利用を容易にするための施策だけではなく、良質な原作品が数多く創作されることが大前提であるべきと考えます。そういった良質のコンテンツ創造に係る組織的な養成・奨励のための施策立案についても、一段のご配慮をいただきたいと存じます。

2. 本計画では、「権利者の利益と公共の利益のバランスを考慮する」ために、著作権の権利制限規定の見直しについて提言がなされております。現行著作権法においても、様々な場合における権利制限規定が設けられております。本来、このような制限規定は、私権である著作権を公益目的によって制限する規定であり、その要件は厳格に守られるべきであり、著作権の制限による著作物の利用はあくまでも、必要最小限の範囲での例外措置と考えるべきであります。

しかし昨今、一部の利用者団体から、著作権制限規定の拡大についての様々な意見が文化庁等に提出されております。

本来、著作物の利用は適正な対価を条件に、著作権者の許諾を受けて行われるのが原則であり、利用者からみれば受益者負担が原則であるべきと考えます。著作物の利用が適正な対価を得て行われる基盤が整えられてこそ、コンテンツビジネスの振興も可能になるといえます。

この点を考慮いただき、著作権の制限規定の安易な拡大によって、著作権者への利益の還元が不十分となり、新たな創造へのインセンティブを損なうことのないよう、著作権の制限規定の改正については慎重な審議が関係省庁で行われるようご指導いただきたいと存じます。

3. 出版者の権利の創設について

本計画では、「出版者の『版面権』」については、「出版物の複製に係る出版社の報酬請求権の是非に関する関係者間協議の結論を得て、2004年以降必要に応じ、著作権法の改正案を国会に提出する」と記述されております。

この問題は、産業界等の反対によって法制化が実現しないままに推移しております。しかし、出版界では、この出版者の権利法制化は長年の悲願となっており、今後ともその実現に向け業界一丸となって努力していきたいと考えております。つきましては、今回の見直しに当たりましても引き続き計画の中にお加えいただきたくお願いいたします。

以上